

平成27年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

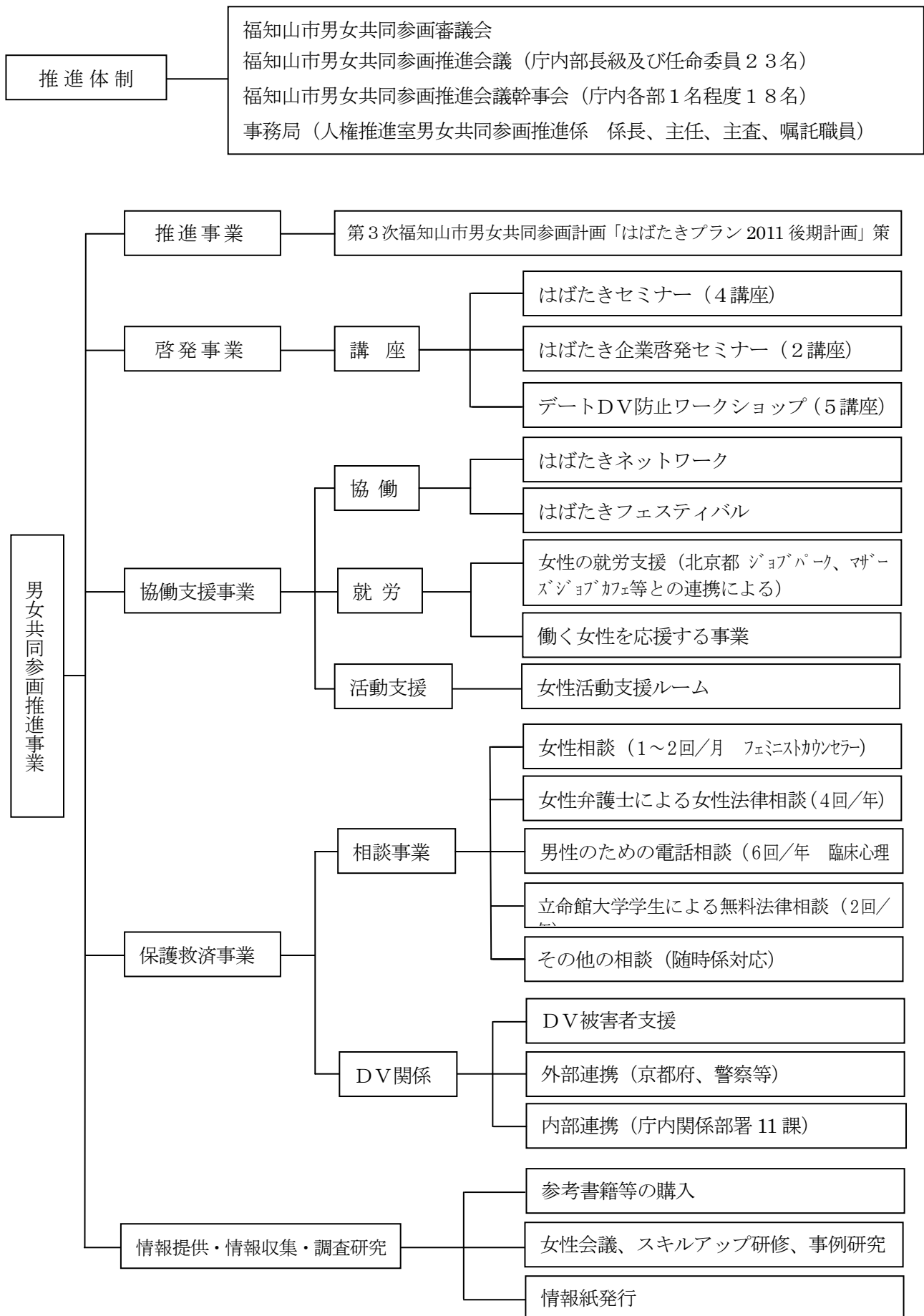
目 次

平成27年度 事業体系図	1
平成27年度 事業概要	4
平成27年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	25
資料	
審議会等への女性の参画状況調査表	36
重要項目の数値目標に対する実績	40
福知山市男女共同参画推進条例	41
情報紙・啓発資料	43

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(平成27年度)



平成２７年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全３回）		
1	日 時	平成２７年６月２３日（火）午後７時～９時
	場 所	市民交流プラザふくちやま ３－３会議室 ８人
	内 容	① 平成２６年度事業報告について ② 平成２７年度事業計画について ③ 第３次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン 2011 後期計画」の策定について ④ 福知山市男女共同参画センターについて
2	日 時	平成２７年１２月９日（水）午後７時～９時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム ７人
	内 容	① 第３次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン 2011 後期計画」（案）について ② 福知山市男女共同参画センター施設紹介
3	日 時	平成２８年２月４日（木）午後７時～９時
	場 所	男女共同参画センター 会議室２ ８人
	内 容	① 第３次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン 2011 後期計画」（案）について ② 諮問・答申(案)について

平成２７年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全３回）		
1	日 時	平成２７年５月２１日（木）午前１０時～１１時３０分
	場 所	市役所３０１号室 １８人
	内 容	① 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ② 男女共同参画推進会議幹事会委員の任命について ③ 平成２６年度事業報告について ④ 平成２７年度事業計画について ⑤ 第３次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン 2011 後期計画」策定スケジュールについて
2	日 時	平成２７年１１月２４日（火）午前１１時～正午
	場 所	男女共同参画センター 会議室１ １７人
	内 容	① 第３次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン 2011 後期計画」（案）について
3	日 時	平成２８年２月１５日（月）午前１１時３０分～正午
	場 所	男女共同参画センター 会議室１ １６人
	内 容	① 第３次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン 2011 後期計画」（案）について

平成 2 7 年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全 6 回）		
1	日 時	平成 2 7 年 5 月 2 6 日（火）午前 9 時 3 0 分～ 1 1 時
	場 所	総合福祉会館 3 4、3 5 会議室 1 6 人
	内 容	① 平成 2 7 年度男女共同参画推進係の取組について ② 平成 2 7 年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
2	日 時	平成 2 7 年 6 月 2 6 日（金）午前 9 時 3 0 分～ 1 1 時
	場 所	総合福祉会館 3 4、3 5 会議室 1 5 人
	内 容	第 3 次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン 2 0 1 1 後期計画作成に係る見直し
3	日 時	平成 2 7 年 7 月 1 0 日（金）午前 9 時 3 0 分～ 1 1 時
	場 所	総合福祉会館 3 4、3 5 会議室 1 6 人
	内 容	第 3 次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン 2 0 1 1 後期計画作成に係る見直し
4	日 時	平成 2 7 年 7 月 2 7 日（月）午前 9 時 3 0 分～ 1 1 時
	場 所	市役所 6 0 1 号室 1 1 人
	内 容	第 3 次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン 2 0 1 1 後期計画作成に係る見直し
5	日 時	平成 2 7 年 8 月 2 4 日（月）午前 9 時 3 0 分～ 1 0 時 3 0 分
	場 所	ハピネスふくちやま 会議室 2 1 0 人
	内 容	第 3 次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン 2 0 1 1 後期計画作成に係る見直し
6	日 時	平成 2 7 年 9 月 1 1 日（金）午前 9 時 3 0 分～ 1 1 時 3 0 分
	場 所	ハピネスふくちやま 会議室 2 1 4 人
	内 容	第 3 次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン 2 0 1 1 後期計画作成に係る見直し
主な活動		・第 3 次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン 2 0 1 1 後期計画作成に係る見直し

平成27年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(全4講座)	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、地域公民館等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	平成27年6月24日(水) 午後7時～8時30分
	会場	六人部地域公民館
	テーマ	落語「天国からの手紙」とエンディングノート講座～自分らしく生きるために～
	講師	いくしま きよみ 生島 清身 さん(行政書士・社会人落語家)
	参加者数	148人
	備考	共に幸せを生きるまちづくり人権講座との共催
第2講座	開催日	平成27年8月1日(土) 午後10時20分～11時20分
	会場	ハピネスふくちやま 市民ホール
	テーマ	今、輝いている人 ～男女(とも)に輝くまちをめざして～
	講師	よしだ さわこ 吉田 佐和子さん(クラリネット奏者)
	参加者数	200人
	備考	男女共同参画センターオープン記念事業
第3講座	開催日	平成27年11月25日(水) 午後1時30分～3時
	会場	ハピネスふくちやま 会議室1
	テーマ	性暴力、児童虐待のない社会をめざして～子どもへの性暴力、性虐待の発見とその対応～
	講師	かとう はるこ 加藤 治子さん(性暴力救援センター・大阪SACHICO代表、産婦人科医)
	参加者数	122人
	備考	福岡山市要保護児童対策地域協議会と連携
第4講座	開催日	平成28年2月26日(金) 午後7時30分～9時
	会場	ハピネスふくちやま 会議室1
	テーマ	知っていますか? LGBTのこと
	講師	こんどう ゆか 近藤 由香さん(NPO法人Queer and Women's Resource Center 理事)
	参加者数	60人
	備考	
成果課題	全4回の講座を開催。関係機関と連携し、テーマに合った対象者に学習機会を提供できた。「固定的な性別役割分担意識の解消」「女性の活躍推進」「DVと児童虐待」「LGBT」など、関連事業への意識付けに効果があった。今後も幅広い世代へ継続した啓発を行っていく。	

事業名	はばたき企業啓発セミナー（全2講座）	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。	
第1講座	開催日	平成27年9月10日（木）午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	企業におけるセクハラについて
	講師	^{たかい こうじ} 高井 幸治さん（京都地方法務局人権擁護課）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	49人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
第2講座	開催日	平成28年2月24日（水）午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	労働関係法とワーク・ライフ・バランス
	講師	^{くわの きとみ} 桑野 里美さん （有限会社ビジネス・パートナー・オフィス代表取締役、特定社会保険労務士）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	33人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
成果課題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市民の参加もあった。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。	

事業名	デートDV防止ワークショップ	
事業概要	「はばたきプラン2011」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。	
第1講座	開催日	平成27年7月9日（木）午後1時15分～4時5分
	会場	福知山高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITHYOU
	対象者	福知山高校3年生
	参加者数	230人
	備考	
第2講座	開催日	平成28年1月18日（月）～2月8日（月）午前9時05分～9時50分
	会場	福知山成美高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITHYOU

	対象者	福知山成美高校１年生
	参加者数	３００人
	備 考	
第３講座	開催日	平成２８年２月１２日（金）午前９時４０分～１２時３０分
	会 場	大江高校
	テーマ	デートＤＶ
	講 師	人権学習サークルＷＩＴＨＹＯＵ
	対象者	大江高校１年生
	参加者数	１２０人
	備 考	
第４講座	開催日	平成２８年３月９日（水）午前９時５０分～１０時４０分
	会 場	大江中学校
	テーマ	デートＤＶ
	講 師	人権学習サークルＷＩＴＨＹＯＵ
	対象者	大江中学校３年生
	参加者数	３３人
	備 考	
第５講座	開催日	平成２８年３月１０日（木）午前１０時５０分～１１時４０分
	会 場	三和中学校
	テーマ	デートＤＶ
	講 師	人権学習サークルＷＩＴＨＹＯＵ
	対象者	三和中学校３年生
	参加者数	２８人
	備 考	
成 果 課 題	市内中学校、高校と連携し、デートＤＶ防止に向けた学習機会を提供できた。今後も中学生、高校生及び教職員へ継続した啓発を行っていく。	

【協働】

事業名	第１８回はばたきフェスティバル	
事業概要	「第１８回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。	
実施内容	開催日	平成２８年１月３１日（日）
	会 場	市民交流プラザふくちやま
	テーマ	「男女ともに自分らしく生きるために」
	内 容	講演会・各種イベント

	全体会	時間：午後１時～午後３時３０分 場所：市民交流スペース 対象者：市民 参加者数：１８０人 ○オープニング 男性の料理教室参加者による発表 ○基調講演 楽しく生きるためのパートナーシップ ～共に依存しない生き方をめざして～ 講師：石蔵^{いしくら} 文信^{ふみのぶ} さん（大阪樟蔭女子大学教授）
	イベント	「男性のための料理教室」 時間：午前１０時～午後１時 場所：クッキングルーム 参加者数：２０人
		「笑いヨガ」 時間：①午前１０時～１０時３０分 ②午前１１時～１１時３０分 参加者数：４３人
		「ふくちライフ体操」 時間：①１０時４０分～１０時５０分 ②１１時４０分～１１時５０分 参加者数：７６人
		「手作り」 日時：午前１０時～午後１時 場所：視聴覚室 参加者数：１５１人
		「バザー」 日時：午前１０時～午後１時 場所：視聴覚室 参加者数：１９０人
		「カフェ」 日時：午前１０時～午後３時３０分 場所：ギャラリー 利用者：１４０人
	展 示	場所：ギャラリー 内容：はばたき実行委員会参加団体等の活動紹介、作品展示、DV 防止啓発
		「事前展示」 場所：福知山市立図書館中央館、三和・夜久野・大江各所 内容：はばたきフェスティバルの紹介、はばたきネットワーク活動紹介、「パープ ルリボンの木」設置
成 果 課 題	実行委員会	実行委員：１３団体
	実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント事業・展示を行った。実行委員は部会に分かれ責任をもって企画や呼びかけを行い、実行委員による主体的な取組ができた。 新規団体の実行委員会への加入もあった。子どもも参加できるイベントを実施することで、親子での参加が増え、幅広い年齢層の参加につながった。また、交通の便がよく、ワンフロアで全てのイベントを実施したことにより、来場者が会場に入りやすい雰囲気でもあったため、参加者が多く盛況であった。セミナーや相談からも市民のニーズを把握して事業の充実を図る。	

事業名		はばたきネットワーク会議
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成団体数:H28. 3. 31現在 13団体)	
第1回 会 議	日時	平成27年5月12日(火) 午前9時30分～11時
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・平成26年度事業報告について ・役員改選 ・平成27年度事業計画について ・はばたきネットワーク参加者募集について
第2回 会 議	日時	平成27年9月4日(金) 午前11時～正午
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について
第1回 学習会	日時	平成27年8月4日(火) 午前10時～正午
	場所	男女共同参画センター 会議室1
	内容	・福知山市における男女共同参画について 男女共同参画センター、市民意識調査について ・男女共同参画に係る意見交換 参加者数:20人
第2回 学習会	日時	平成27年10月23日(金) 午後1時30分～3時30分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	・男女共同参画情報紙について ・DV啓発について パープルリボン、DV防止メッセージカードの作成 参加者数:33人
DV防止 パネル展	期間	平成27年11月12日(木)～11月25日(水)
	場所	福知山市立図書館中央館、ハピネスふくちやま1階・3階
	内容	第2回学習会で作成したパープルリボンとDV防止のためのメッセージ、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期間	平成27年11月12日(木) ①午前11時～11時30分②午後4時～4時30分
	場所	① イオン福知山店 ② JR西日本福知山駅
	内容	DV防止啓発のため、パープルリボンやDV防止啓発資料を配布した。
成 果 課 題	ネットワーク独自事業として、学習会を2回実施した。男女共同参画センターや意識調査について学習し、福知山市における男女共同参画についての意見交流をすることで、男女共同参画について学習を深めた。また、学習会で作成したパープルリボンを市事業等で配布し、DV防止メッセージカード等を展示することで、DV防止の啓発ができた。ネットワーク構成団体自体の活動が弱体化しているということもあるので、人材育成をするとともに今後のネットワークのあり方を模索していく必要がある。	

事業名	働く女性を応援する事業「おしゃべりカフェ」（2週連続講座）	
事業目的	働いている女性やこれから働こうとする女性を対象に、自分らしい生き方と働き方を考えてもらい、仕事と家庭の両立をめざす女性の就業継続を支援する。また、お互いにつながりあい、いきいきと働き続けることを共有できる場を提供することで、自立する女性のエンパワメントを図る。	
第1回	開催日	平成27年12月12日（土）午後1時30分～3時30分
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	内 容	＜講演＞仕事と家庭の両立～自分らしい生き方と働き方を考えよう～ 「私のワーク・ライフ・バランス 私のキャリアデザイン」 講師：ぬのたに 布谷 ゆみこ 由美子さん（株式会社 NOTICE 代表取締役、ワーク・ライフ・バランスアドバイザー） CHUートレイン（中丹地域を結ぶネットワークの会）
	参加者数	女性：16人 保育ルーム利用者：9人
第2回	開催日	平成27年12月19日（土）午後1時30分～3時30分
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	内 容	＜講演＞仕事と家庭の両立～自分らしい生き方と働き方を考えよう～ 「なりたい自分になるための第1歩！カードでハッピートーク！」 講師：ぬのたに 布谷 ゆみこ 由美子さん（株式会社 NOTICE 代表取締役、ワーク・ライフ・バランスアドバイザー） CHUートレイン（中丹地域を結ぶネットワークの会）
	参加者数	女性：12人 保育ルーム利用者：6人
成果課題	今年度初めて2週連続で開催したことにより、参加者同士のつながりもでき、参加者のエンパワメントになった。若い年代の参加が多く、就業継続にむけて意識の醸成につながった。今後もこのつながりを維持できるような事業や支援に取り組んでいく必要がある。	

2 支援事業

【活動支援】

(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	3回	26人
5月	4回	20人
6月	2回	13人
7月	0回	0人
8月	11回	67人
9月	14回	146人

月	利用回数	利用人数
10月	14回	149人
11月	9回	113人
12月	12回	108人
1月	12回	94人
2月	15回	171人
3月	15回	291人

合 計	111回	1,198人
-----	------	--------

3 相談事業

事業名	女性相談	
事業内容	相談日	月1～2回、原則木曜日 午後1時～4時(定員3人)
	カウンセラー	女性問題専門カウンセラー
	相談場所	男女共同参画センター(ハピネスふくちやま3階)
	相談件数	相談内容の内訳のとおり(相談日以外の相談は係で対応)
成果課題	・継続しての相談より新規で来られる人が増えてきた。広報が広く浸透していると感じる。 ・原則、面談相談であるが、外出が困難な方については電話相談で対応する。(電話代は、相談者負担) ・今年度から開始した女性弁護士による女性法律相談に、相談を希望する人が流れたためか、女性相談はキャンセル待ちがある程ではなかったが、予約受付期限を過ぎてから相談を希望する人が多く、ほぼ定員に達している状況だった。来年度は、相談日の6日前としてきた予約受付期限を相談日の前日としたり、女性と限定する事で相談できないと感じるかもしれない性的少数者にも安心して相談していただけるよう、20回中2回は性別にこだわらない相談日としたりする等して、より多くの人に相談を利用していただきたい。	

〈女性相談内容の内訳〉

(1人1カウント。同じ人が何度相談しても1とカウント)

相談の主訴による内容分類	H27年度				H26	H25	H24	H23	H22
	職員対応	専門(女性)	専門(法律)	合計	合計	合計	合計	合計	合計
DV被害について	39人	6人	3人	48人	39人	45人	43人	53人	37人
離婚について	5人	7人	4人	16人	12人	9人	8人	17人	10人
セクシュアル・ハラスメントについて	1人	1人	1人	3人	1人	0	4人	1人	2人
ストーカー行為について	0	0	0	0	4人	4人	2人	1人	3人
夫婦関係について	3人	5人	1人	9人	7人	7人	10人	10人	6人
家庭のことについて	7人	8人	2人	17人	16人	15人	13人	12人	12人
その他	21人	9人	1人	31人	27人	32人	30人	18人	9人
計	76人	36人	12人	124人	106人	112人	110人	112人	79人

事業名	女性弁護士による女性法律相談（全4回）	
事業目的	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の側面から専門的な情報を提供し早期解決を図る。	
事業内容	相談日	① 平成27年 8月19日（水）午後1時～4時 ② 平成27年10月21日（水）午後1時～4時 ③ 平成27年12月16日（水）午後1時～4時 ④ 平成28年 2月17日（水）午後1時～4時
	場 所	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）
	相談対応	女性弁護士
	相談件数	① 3件 ② 3件 ③ 3件 ④ 3件
成果課題	何ヶ月も前から予約が入り、キャンセル待ちがある状況であった。1回の相談で3枠（1人につき1時間）としたが、カウンセリングと違い15分ほど早く終わるケースが多かった様子であったため、次年度は1回の相談で4枠（1人につき45分）とし、より多くの相談者に対応できるように検討したい。	

事業名	立命館大学学生無料法律相談（全2回）	
事業目的	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相談を実施することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	
事業内容	日 時	① 平成27年 6月13日（土）午前10時～午後4時30分 ② 平成27年10月17日（土）午前11時～午後5時
	場 所	市民交流プラザふくちやま
	相談対応	立命館大学学生法律相談部 学生ほか
	相談件数	① 14件 ② 15件
成果課題	多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。相談時間が無制限であり、なお且つ無料で法律相談が受けられることが、市民には魅力的であると考え。広報前から実施日時を尋ねられる問い合わせがあり、事業が定着していることを感じる。	

事業名	男性のための電話相談（全6回）	
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられているものが社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。	
事業内容	相談日	平成27年9月24日～12月3日までの木曜日（6回） 午後5時30分～8時30分
	相談対応	臨床心理士（男性）
	相談件数	7件
成果課題	・一昨年は6週連続の実施としていたが、今年度は2週間に1度とし相談期間にゆとりをもたせて実施してみたが、相談件数は7件で、去年と同様であった。 ・市公式LINEへの記事掲載、ホームページや男性トイレへのビラ掲示などの広報が	

	効果的であった。 ・夫婦関係、仕事等様々なジェンダーによりもたらされた内容が多く、男性もジェンダーにより抑圧を受けている存在である。語ることで楽になったという相談者もあり男性相談のニーズを感じる。 ・面談で相談を受けたいと希望する声もあるため、次年度は電話相談に加え、面談での相談について検討する。
--	---

4 DV被害者等支援

平成24年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちを確認し、庁内DV担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援総合センター、警察、等）への情報提供や一時保護、DV被害者の自立に向けての同行支援などを含めた総合的な支援を実施すると共に、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性弁護士による女性法律相談を紹介した。また、京都府北部家庭支援センターカウンセリング担当者によるスーパーバイズ・事例検討や、セミナー等への積極的な参加により相談を受ける職員の質の向上に努めた。

庁内DV担当課会議や、「福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議」（福知山警察署と京都府機関との会議）を定期的で開催したり、北部市町DV担当者会議へ参加したりすることで、関係部署との連携を密にし、適切な支援に繋げることができた。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容（テ ー マ）	備 考
広報ふくちやま5月合併号 市公式SNS LINE	・立命館大学学生無料法律相談（6/13）	お知らせ
広報ふくちやま6月1日号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第1講座「落語 天国からの手紙とエンディングノート講座～自分らしくいきるために～」（6/24）	お知らせ
広報ふくちやま6月1日号	・男女共同参画週間（6/23～6/29）	お知らせ
広報ふくちやま6月15日号	・「はばたきネットワーク」メンバー募集 ・第18回「はばたきフェスティバル」実行委員会募集	お知らせ メンバー募集
広報ふくちやま7月1日号	・女性弁護士による女性法律相談（8/19・10/21・12/16・2/17、各日水曜日、4回）	お知らせ
広報ふくちやま7月15日号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第2講座「今、輝いている人～男女（とも）に輝くまちづくりをめざして～」（8/1）	お知らせ
広報ふくちやま7月15日号	・女性弁護士による女性法律相談（8/19・10/21・12/16・2/17、各日水曜日、4回）	
広報ふくちやま8月15日号 市公式SNS LINE	・男性のための電話相談（9/24・10/8・10/22・11/5・11/19・12/3、各日木曜日、6回）	お知らせ
市公式SNS LINE	・はばたき企業啓発セミナー「企業におけるセクハラについて」（9/10）	お知らせ
広報ふくちやま9月15日号 市公式SNS LINE	・立命館大学学生無料法律相談（10/17）	お知らせ

人権特集号	・女子差別撤廃条約批准 30 周年	情報提供・啓発
広報ふくちやま 10 月 15 日号 市公式 SNS LINE	・はばたきセミナー第 3 講座「性暴力、児童虐待のない社会をめざして～子どもへの性暴力、性虐待の発見と対応～」(11/25)	お知らせ
広報ふくちやま 11 月 1 日号 市公式 SNS LINE	・おしごと女子のおしゃべりカフェ (2 週連続講座) 「仕事と家庭の両立～自分らしい生き方と働き方を考えよう～」(12/12・12/19)	お知らせ
広報ふくちやま 12 月 15 日号 市公式 SNS LINE	第 18 回はばたきフェスティバル (1/31)	開催のお知らせ
市公式 SNS LINE	・はばたき企業啓発セミナー「労働関係法とワーク・ライフ・バランス」(2/24)	お知らせ
広報ふくちやま 2 月 1 日号 市公式 SNS LINE	・はばたきセミナー第 4 講座「知っていますか？ LGBT のこと」(2/26)	お知らせ

【啓発資料】

時 期	資 料 名	規 格	部数	備考
平成 27 年 10 月	DV 防止啓発用 カード	名刺大・2 色刷	6,000 部	市関係機関、医師会、民間事業所等に配布
平成 27 年 11 月	デートDV 啓発 用パンフレット	A4 三折・2 色刷	3,000 部	・市内高校 1 年生に配布、 ・WITH YOU による「デートDV 防止プログラム、ワークショップ」で配布（福知山高校・大江高校・成美高校・大江中学校・三和中学校の生徒対象）

【男女共同参画センター情報紙】

発行回数	規 格	部数	配布先
年間 3 回	A3 版両面印刷	500 部/1 回	市関係機関、子育て支援センター、はばたきネットワーク、おひさまと風の子サロン等

「はばたきプラン2011」実施計画

平成23～27年度

番号	課 題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	1	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	D V 被害者相談事業	・ 職員の相談スキルを向上させ、D V 被害者の救済と適確な支援の入り口となるD V 相談を行う。あわせて、D V グループワークを実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				D V 防止啓発事業	・ 1 1 月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」にあわせ、D V の実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				相談窓口の周知	・ 市民の利用が多い施設の女性用トイレにD V 相談支援カードを設置	人権ふれあいセンター 中央公民館 地域公民館	23. 24. 25. 26. 27
				こんにちは赤ちゃん事業	・ 乳児家庭の孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供などを行い、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもがすこやかに成長できる環境整備を図る。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
		2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント苦情処理委員会	・ ハラスメント苦情処理委員会によりセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に取り組む。	職員課	23. 24. 25. 26. 27
		3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	・ 防犯や暴力からの安全を確保するために、女子児童・生徒はもちろんのこと、全ての児童・生徒に対して防犯ブザーの配布を行う。学校への登下校に、地域の見守り隊と連携をおこなひ、未然に犯罪・暴力を防ぐ。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
		4	被害女性に対する救済と支援	女性相談・D V 相談の周知	・ 市民課は市役所の窓口であり、多くの市民が訪れることから、窓口「市女性相談のお知らせ」や「D V 相談支援カード」をおき、相談窓口の啓発に努める。	市民課	23. 24. 25. 26. 27
				D V 被害者住民基本台帳事務支援措置	・ D V 被害者から、転入・転出・転居等住民登録の手続きに際し被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内との連携をとり、D V 被害者の保護に努める。	市民課	23. 24. 25. 26. 27
				市営住宅入居募集	・ D V 避難に係る公営住宅の目的外使用、母子家庭に対する優先入居枠の確保	建築課	23. 24. 25. 26. 27

女性に対する暴力の根絶と人権の尊重			母子生活支援事業	・DVや児童虐待の母子に対する相談、DV被害者の母子自立支援施設への入所	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			要保護児童対策事業	・児童虐待を防止及び不登校やひきこもりの児童への支援のため要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、相談や通告に対応し、保護者支援を行う。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診・健康相談・被害者（母親）の心身の健康管理 ・被害者の就園支援 ・被害者の就学支援 ・被害者の発見と相談	保険課 社会福祉課 健康推進室 子育て支援課 学校教育課 医事課	23. 24. 25. 26. 27	
	5	相談体制の充実と 庁外関係機関との 連携強化	市民相談事業	・市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催	市長公室	23. 24. 25. 26. 27	
			家庭児童相談事業	・子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員3名が常時相談を受ける。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			女性相談事業	・女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。毎月1～2回実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			人権相談	・広く人権にかかる相談の場として月1回特設相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			障害者相談員相談事業	・日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害者のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図ることを目的とする。	社会福祉課	23. 24. 25. 26. 27	
			京都府関係機関との連携	・警察、中丹西保健所、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を展開	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
	2	6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識解消の取組	はばたきセミナー	・固定的な性別役割分担意識をなくしていく啓発の継続した取組	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			7	メディアにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行	・市の広報紙として毎月2回、1日号と15日号を発行する。1日号に掲載する啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを紹介する。	市長公室

8	市民への啓発の推進	ホームページ運営事業	・最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	市長公室	23. 24. 25. 26. 27
		市刊行物における表現の配慮	・男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検	全部署	23. 24. 25. 26. 27
		共に幸せを生きるまちづくり人権講座	・一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
		はばたきセミナー	・年4回の講座を開催。講座内容は、複合差別、男女共同参画に関する内容など	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		男女共同参画年次報告書作成	・男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所たより	・各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
		広報ふくちやま	・シリーズ人権等に掲載。掲載内容は、DV防止法、女性相談、講演会のお知らせ、意識調査結果、はばたきプランなど	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		新成人啓発	・成人式参加者に男女共同参画推進の啓発チラシ配付	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
		高齢者教室	・人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室でも全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		地区公民館巡回講座	・男女共同参画、男女（性差）平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、共に幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27

9	学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識解消のための教育の推進	幼稚園教育	・園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行なう。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
		学校における人権教育	・人権学習の中で、男女共同参画社会の実現に向けての考え方や行動について学習する。資料「幸せを生きる」「わたし・あなた・みんなの人権」など ・児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
10	職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	・男女共同参画、男女（性差）平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、ともに幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課全部署	23. 24. 25. 26. 27
		幼稚園職員研修	・男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
		教職員研修	・学校教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。 男女とも一人一人が思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
		学校用務員研修	・全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	23. 24. 25. 26. 27
		消防団等研修	・男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	23. 24. 25. 26. 27

	意識改革のための教育・学習と啓発の推進			保育園職員研修	・ 公立・ 民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27		
				差別を許さない人材育成基本計画	・ 各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27		
				男女共同参画人材育成事業	・ 教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27		
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	・ 市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	27		
				男女共同参画に関する市民意識調査の実施	・ 市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	27		
				若年層へのデートＤＶの実態調査の実施	・ 市内の高校生を対象に実態の調査を実施する。	人権推進室	25		
				職員意識調査の実施	・ 職員の人権意識調査項目に男女共同参画の視点を加える。	人権推進室	27		
				働き方の見直しに関するアンケート実施	・ はばたきプラン2011の重要項目の数値目標達成に向けた「働き方の見直しに関する全職員対象アンケート」の実施	人権推進室	24		
		3	生涯を通じた女性の健康支援	12	リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する理解の促進	はばたきセミナー	・ リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する正しい理解の周知・啓発に関するセミナーの実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費で14回実施 ②妊娠中の歯科検診を公費で1回実施 ③助産師等により妊産婦の健康の保持や新生児の発育・発達の確認、保護者への育児上のアドバイスのための訪問指導を実施 ④中学1年生の女子対象に公費負担による子宮頸がん予防ワクチン接種の実施 ⑤20歳以上の女性を対象に子宮がん検診の実施	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27

	生涯を通じた女性の健康支援			⑥30歳代の女性を対象に視触診と超音波検査併用による乳がん検診の実施 ⑦40歳以上の女性を対象に視触診とマンモグラフィー検査併用による乳がん検診の実施 ⑧更年期世代を対象に更年期を上手に乗り切るための生活習慣改善教室を夜間に実施			
			生きがい対策事業	・健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
			健康相談	・人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
4	家庭における男女共同参画の推進	14	家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	ファミリーサポートセンター	・育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設立することにより、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27
			はばたきセミナー	・家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しをはじめとする、両立支援セミナーを実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27	
15		女性の社会参加のための子育て支援	保育園	・子育て支援策として、公立12園、民間17園開設	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			放課後児童クラブ	・子育て支援策として、放課後や長期休業中に小学校や児童館で開設。定員超過の小学校を対象に庵我幼稚園で夏季休暇中に開設	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			地域子育て支援センター	・地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、川合保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）にセンターを設置し子育て相談、園庭開放事業を実施。また、アオイ通りに地域子育て支援ひろばを設置し、子育て相談、子育て世帯交流事業の実施	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			おひさま広場	・子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行	子育て支援課	23. 24. 25. 26. 27	
			妊産婦にやさしい環境づくり	①「マタニティマーク」チェーンホルダーと自動車用ステッカーを母子健康手帳交付時に妊婦全員に配布	健康推進室		

	家庭における男女共同参画の推進			②「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち福知山」のポスターを市内関係機関等に配布し、啓発 ③全戸配布する健康づくりかわら版にマークを掲示 ④妊婦対象に配布している「マタニティお役立ち情報」にマークの意味と活用について掲載 ⑤健康推進室及び子育て支援課の公用車に啓発用マグネットを貼付		23. 24. 25. 26. 27
				パパ・ママ学級	・ 3回シリーズでパパ・ママ学級を実施。妊娠中の過ごし方、出産に向けて、産後について。男性の子育て参加を促進	健康推進室 23. 24. 25. 26. 27
			16 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ	・ 生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援 女性会員への様々な研修会の開催・受講 (府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者福祉課 23. 24. 25. 26. 27
				高齢者教育	・ 高齢者学級や高齢者を対象とした公民館の講座等において、固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。意識改革のための講演会等を開催し、高齢者の参加を促す。	中央公民館 23. 24. 25. 26. 27
				シルバー人材センター関連事業	・ シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課 23. 24. 25. 26. 27
5	働く場・地域における男女共同参画の推進	17	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	超過勤務の縮減	・ 労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・ 管理職・監督者による適正な超過勤務命令をはじめ、ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、個々の職員の意識改革、職場風土の改善などを行うとともに、臨時職員によるワーク・シェアリングや部署内の適正な業務配分、部署間も含めた繁忙期の協力体制を推進する。	職員課全部署 23. 24. 25. 26. 27
				次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・ 次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。家庭・男女の役割についての意識啓発	職員課全部署 23. 24. 25. 26. 27

働く場・地域における男女共同参画の推進			男女雇用機会均等法等の啓発事業	・福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等について、商工会議所・商工会会員企業に各種啓発活動を実施する。	商工振興課 人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	・社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
			幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	・労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライズバランスの推進）に努める。	学校教育課	23. 24. 25. 26. 27
			事業所調査の実施	・市内事業所の男女共同参画についての取組についてのアンケートの実施し、企業の実態を把握する。	人権推進室	24
	18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	・農村女性のネットワーク化による社会参画の促進、「農村女性のつどい」での男女共同参画についての啓発、広報を実施するとともに男女共同参画についての認識を深めるため継続して実施	農業振興課	23. 24. 25. 26. 27
	19	女性の就労・再就労のための支援	就職・再就職をめざす女性のためのパソコン講習会	・15名定員外部講師による講習会。25回シリーズ。厚生労働省コンピュータサービス資格3級合格をめざす。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			就職相談	・人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
			就労支援相談事業	・府のチャレンジ支援事業でキャリアコンサルタントによる就業に向けたセミナー	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
	20	地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	・女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスを推進の啓発を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
	6	21	市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	・行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用	審議会等を運営している課
各種計画、方針決定等への市民意見の反映			・パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立	関係する部署	23. 24. 25. 26. 27	

	政策・方針決定の場合への女性の参画の促進	22	市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	23. 24. 25. 26. 27
			市幹部職員への女性登用		・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率28%）	職員課全部署	23. 24. 25. 26. 27
			女性の職域拡大、職務分担の見直し		・職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	23. 24. 25. 26. 27
			教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用		・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課 全学校	23. 24. 25. 26. 27
		23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	・はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについて啓発を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
		24	地域活動における女性登用の啓発	公民館運営	・公民館長や公民館主事へ女性の登用を積極的に行う。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27
				丹波生活衣館管理運営事業	・福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	まちづくり推進課	23. 24. 25. 26. 27
7	市民との協働体制の確立	25	女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	・生涯学習講座 中央講座、地域講座、学区別研修講座	生涯学習課	23. 24. 25. 26. 27
				女性団体ネットワーク	・ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会を実施	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				はばたきフェスティバル	・女性団体による事業。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27
				女性学級	・女性の現代的課題の学習とその解決に向けた実践をめざし、講座や、健康増進のため体操教室等を開催している。	中央公民館	23. 24. 25. 26. 27
		26	NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	・平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部	23. 24. 25. 26. 27
				国民の健康づくり推進事業	・食生活改善推進協議会と栄養士が中心になり、子どもから大人まで各世代に応じた様々な食育事業を展開する。	健康推進室	23. 24. 25. 26. 27

8	の新たな分野、その他	27	防災における男女共同参画の推進	自主防火・防災リーダー養成講座	・地域防災力向上の根底を担う「自分たちの地域は自分たちで守る」自主防火・防災組織ーその結成を促進し、その組織的・実践的活動を推進していくために、地域でその組織のリーダーとして活躍する人材を養成する講座を開講している。受講者は、自治会長等より推薦を受けたものとしており女性の受講もあるなか、今後は女性の受講をより一層積極的に推し進める。	消防本部 (予防課)	23. 24. 25. 26. 27
		28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	・男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室	23. 24. 25. 26. 27

平成27年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
5	市民相談事業	・市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催	市民相談(市民相談室職員対応)441件中206件、法律相談(弁護士)121件中70件、法律・登記相談(司法書士)89件中41件の女性からの相談があり、悩み事等の不安解消にあたった。	市民相談室職員対応分では、窓口来庁時素早く声かけし、緊張を和らげるべく相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。	A	秘書課
7	広報ふくちやま発行事業	市の広報誌として毎月2回、1日号と15日号(1月・5月は月1回合併号)を発行する。1日号に掲載する啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを紹介する。	人にいちばん近いまちづくり人権講演会や第18回はばたきフェスティバル等の開催について、また、はばたきネットワークメンバー等の募集を広報ふくちやまを通じて市民に周知した。そのほか、女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載した。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書課
7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	人にいちばん近いまちづくり人権講演会や第18回はばたきフェスティバル等の開催について、また、はばたきネットワークメンバー等の募集を市ホームページを通じて市民等に広く周知した。本市公式SNS「LINE」を活用し、各種イベント等の案内を行った。	関係課からのデータ提供や指示により、速やかにホームページのデータを更新、情報発信を行っているが、更新量が年々増えており、即時の対応が難しくなっている。	A	秘書課
24	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する	夏休み期間中に「藍染講習会」を実施。丹波生活衣同好会の女性会員が中心となり、指導にあたった。 また、企画展示作業や寄贈資料の整理を行った。	丹波生活衣振興会は高齢化のため、平成27年度で解散したが、有志により丹波生活衣同好会として活動中。 資料整理・展示等については引き続き、同会の協力を得て市民協働として取り組んでいく必要がある。	A	まちづくり推進課
22	職員研修事業の充実	・政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主任級・新任主査級研修 ・新任課長、新任課長補佐、新任係長級研修 ・派遣研修(市町村振興協会他)	今後は各職場において参加しやすい状況や女性職員の意識改革などに取り組んでいく必要がある。	A	職員課
1	DV被害者支援事業	被害者の子どもの予防接種、定期健診についての支援	来所・訪問・電話等による相談、支援を実施。訪問ケース1件(延べ2件)。市外に住民票を置くケース2世帯の子7人について、予防接種や健診等について相談、支援を実施	児童虐待とDVケースの関連は深く、子どもを裸で観察する機会(健診等)があるが、DVIについては、抱え込んでしまう傾向が強く表面化しにくいという課題がある。また、被害を受けていてもSOSを出せない人や現状を変えたくない人もあり、介入が難しい。	A	健康推進室
13	女性のライフスタイル支援事業	・妊婦健康診査の公費負担を14回実施 ・妊婦歯科健康診査事業を実施 ・育児アドバイスのための助産師、保健師による訪問指導	・妊婦健診公費負担妊婦一人に対し14回実施。 ・歯科医師会の協力歯科医療機関で妊娠中に公費で歯科健診を1回実施。(受診者数:327人) ・妊産婦の健康保持や新生児の発育・発達確認、保護者へのアドバイスのための助産師、保健師による訪問指導を実施。(妊産婦訪問:実693人延べ945人 新生児乳児訪問:実687人延べ877人)	・平成21年度より妊婦歯科健康診査事業を開始。妊婦健診に比べ、歯科健診の受診率は低く、継続して啓発を実施する。 ・虐待未然防止の目的のため、妊婦訪問(特にリスクの高い妊婦)を積極的に実施している。早期からの育児支援を継続していく。	A	健康推進室
13	女性のライフスタイル支援事業	子宮がん・乳がんマンモグラフィ併用、エコー併用検診の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳とH25ケーボン未使用者対象)、乳がん検診(40歳とH25ケーボン未使用者対象)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。また、平成20年から妊婦健診公費負担の項目に子宮がん検査を追加。なお、子育て中の女性や更年期の生活習慣改善教室等を継続して実施。	・子宮がん検診3,124人、乳がん検診1,513人(うち、マンモ併用検診1,300人、エコー併用検診116人、視触診のみ97人)受診。 ・妊婦健診として761人が子宮頸がん検査を受診。 ・子育て世代の健康講座14回実施延べ133人参加、女性対象の健康講座1回実施6人参加。依頼分の女性対象健康講座6回述べ169人参加。	・さらに受診する人、継続して受診する人が増え、健康に関心をもつ人が増えるように勤める。	A	健康推進室

15	妊産婦にやさしい環境づくり	「マタニティマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	・母子健康手帳交付時に、マーク入りチェーンホルダーを配布。また、公用車にマーク啓発マグネットを貼付。母子健康手帳交付788人 ・マークを健康づくりかわら版(全戸配布)や子育て情報誌に掲載して啓発。	・マタニティマークは徐々に認識されてきたが、「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち・福知山」を推進するため、引き続き啓発を行う。	A	健康推進室
15	パパママ学級	・男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間12回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)	・妊婦が安心して妊娠時期を過ごすため、夫も父親の役割を理解する一方、妊娠、出産、育児について夫婦で意識を高めるために教室を開催。年々参加者が増え、夫の参加率も増加している。 ・参加人数: 延べ379人(242組のうち夫同伴137組、夫同伴率56.6%)	・医療機関で実施されている妊婦健康教室との連携や教室の内容についても検討しながら実施していく。 ・健康増進計画の推進も兼ねて、参加者への卒産教育を実施する。	A	健康推進室
26	国民の健康づくり推進事業	食生活改善推進員協議会の地区組織活動により、食生活改善を通じて心身ともに健康で生涯にわたって生き生きと生活できる社会を目指し試食を展開する。	・会員数122人 ・活動内容 母子事業35回、成人事業16回、介護予防事業26回、イベント6回等、乳幼児・成人・高齢者対象行政協力事業出務。他自主活動、委託事業にて活動。	・今後も食生活改善推進員の協力を得て、子どもから大人まで広い年代で、課題に応じた食育活動を行う。	A	健康推進室
1	こんにちは赤ちゃん事業	概ね3カ月の乳児家庭を訪問し、孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供し、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける。	訪問対象者数: 748人 訪問件数: 745人 (うち平成25年度対象者10人) 要支援となった人数 27人		A	子育て支援課
4	母子生活支援施設	DVや児童虐待の母子に対する相談、DV被害者の母子自立支援施設への入所	母子生活支援施設入所: 0人 DVでの相談: 9人 DVでの要対協管理: 5人		A	子育て支援課
4	要保護児童対策地域協議会	児童虐待を防止及び特定妊婦やひきこもりの児童への支援のため要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、相談や通告に対応し、保護者支援を行う。	児童虐待受理件数: 185人 継続ケース: 72人 新規受理ケース: 113人 特定妊婦: 17人 児童虐待防止啓発研修: 4回 街頭啓発: 1回	関係機関との連携の強化と役割分担の明確化及び広域連携	A	子育て支援課
4	DV被害者支援事業	DV起因児童虐待児童の入園支援	入園児童: 4人(新規3 継続1)		A	子育て支援課
5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員3名が常時相談を受ける。	相談件数: 276件 ・児童虐待関係185件 ・養護相談23件 ・保健相談18件 ・障害相談12件 ・育成相談16件 その他22件		A	子育て支援課
8	児童館市民啓発事業	全児童館で啓発事業を行い、男女共同参画や女性の人権等の啓発事業を行う。	人権啓発事業 ・実施回数: 57回 ・参加者人数: 1694人	全児童館での実施となっていない	B	子育て支援課
9	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が福知山市子育てファミリーサポートセンターに会員登録し、会員相互の安心した子育て支援環境を提供	会員数 377人 内訳 依頼会員: 253人 協力会員: 85人 両方会員: 39人 年間活動件数: 315件	協力会員が少ない。	B	子育て支援課
10	保育園人権研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会を実施	児童虐待を防止のため要保護児童対策地域協議会と市保育協会の共催で保育士等保育園職員に対する研修会を実施。児童虐待の影響と保護者への対応を学ぶ内容とした。 出席者335人	全ての保育園の職員が参加できていない。	B	子育て支援課
15	保育園		入園児童数(平成28年3月1日現在) 公立: 566人 私立: 2013人	保育士の確保が困難で、年度途中の0歳児、1歳児の入園ができない状況がある。	B	子育て支援課

14	地域子育て支援拠点 (5箇所)	家庭で育児している保護者を中心に 交流や相談の場を提供 あゆみ保育園、三和保育園、下夜久 野保育園、げん鬼保育園に子育て支 援センターを設置。市街地中心部に 地域子育て支援広場を委託事業で 開設	地域子育て支援センター 利用者：計延5731人 相談件数：4センター計延305件 地域子育て支援ひろば 利用者：延2468人 相談件数：133件	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支 援	B	子育て支援課
14	おひさま広場	子育て世代が様々な交流行事で出 会い、育児ストレスを分散させ、育児 スキルの習得や悩みの相談を実施	行事件数：15回 参加人数：2394人		A	子育て支援課
4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経 済的な支援を行う。	DV被害者からの相談に対し、人権推進室 と連携し生活保護制度を活用しつつ、府 家庭支援総合センターに入所してもらい、 住居の確保等の支援を行った。(1件)	府家庭支援総合センターの利用者 にかかる費用について、府と対応し た市町村の負担について整理する 必要がある。	A	社会福祉課
5	障害者相談員相談 事業	日常生活に著しい制限を受けている 在宅の障害者のために、身体障害者 相談員が定期的な相談日を設け、福 祉相談等を行うことにより、障害者の 日常生活の向上を図る。	身体障害者相談員による身体障害者相 談を、毎月第1日曜日、第3木日(1月は第 3のみ)に総合福祉会館にて実施してい る。 相談員の数(男性8人：女性5人)		A	社会福祉課
16	老人クラブ育成	高齢者の福祉の増進を図るために、 生きがいや健康づくりなどを行う老人 会の育成。	高齢者の福祉の増進を図るために、生き がいや健康づくりなどを行う老人会の育成 を推進した。	組織化されていない地域もある。 会員は減少傾向にある。	B	高齢者福祉課
4-16	シルバー人材セン ター関連事業	シルバー人材センター会員が長年 培ってきた知識や経験を活かし、就 業を通じて社会参加することで生き がいの創出、健康維持とともに、地域 活力の向上に寄与することを目的 に、シルバー人材センターを支援す る。	シルバー人材センターの安定的な運営基 盤を確保するための補助金交付にあわ せ、「高齢者等の雇用の安定等に関す る法律」に基づき、就業機会の提供を目 的に適切な業務発注に努めた。	労働人口の減少が進む中、生きがい 対策や地域活力向上のためにも、 元気な高齢者の方の就業を通じ た社会参加は不可欠であり、その支 援母体であるシルバー人材センター に対し引き続き必要な支援を行う。	A	生活交通課
1-4	女性相談・DV相談 の周知	・市民課は市役所の窓口であり、多く の市民が訪れることから、窓口にて「市 女性相談のお知らせ」や「DV相談支 援カード」をおき、相談窓口の啓発に 努める。	受付カウンター等に女性相談等のお知ら せチラシ等を置くことにより、啓発を実施 するとともに、DV支援等の相談があれば、 人権推進室と連携をして、相談に応じてい る。	相談したことにより新たな人権侵害 が発生しないように、相談者の人権 に配慮した対応が必要。相談に応じ る職員への研修を実施し対応能力 の向上を図る。	A	市民課
1-4	DV被害者住民基本 台帳事務支援措置	・DV被害者から、転入・転出・転居 等住民登録の手続きに際し被害者 からの申し出により、「要注意情報」 を登録し、住民票等の請求について 配慮するとともに、庁内との連携をと り、DV被害者の保護に努める。	支援措置件数 68件(内本市受付件数2 2件)	他市で発生した事案を考慮し、本市 の基幹システム上で、住所を表記 しないようにしている。 また、システム改修も行った。	A	市民課
1	DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入につい ての支援	・DV被害者で住所を移せない人の支援 (国保加入・国保証の送付) 8名 ・DV被害者で基幹システムで住所表示さ れない人の支援。(京都地方税機構から 発出される重要書類の送付を請け負う) 数名	システムで表示されないということ は、知れた住所をシステムの送付 先に入力してはいけないし、送付す る際に調べた住所を書き留めてはな らないという申し合わせで運用して いる。一人一人が意識しての運用で あるので、間違いがないように引き 継がなければならない。	A	保険課
18	農村女性協議会研 修会	農村女性のネットワーク化による社 会参画の促進、「農村女性のつどい」 での男女共同参画についての啓発、 広報を実施するとともに男女共同参 画についての認識を深めるため継続 して実施。	いちごジャム作りや味噌作りなどの各種イ ベントにおいて、会員外にも広く参加を呼 びかけることで、会の活動を知ってもら い、さらなるネットワーク化の推進を目指 した。 また、郷土料理の継承、地域農業の振興 や活気ある農村作りなどを目指して郷土 料理集を作成された。	農村女性のネットワーク化を推進す ることを目標に、積極的にさまざまな 活動をされている。	A	農業振興課

17	男女雇用機会均等法の啓発事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等について、商工会議所・商工会会員企業に各種啓発活動を実施する。	企業向け啓発冊子を2,500部作成し、商工会議所・商工会を通じ市内企業1,975社に配布、その他、人権ふれあいセンター等の窓口等で配布。さらに、就職フェア等でウェットティッシュを約300部配布。	企業向け啓発冊子の配布し、啓発するだけでなく、就職フェア等で配布することでこれから雇用される学生に均等法の理解を深めてもらう。	A	商工振興課
4	市営住宅入居募集	・DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・27年度にDV被害者枠を設定し、1件の申し込みがあった。 ・母子家庭については、南岡岡地を母子家庭専用住宅とし、現在7世帯が入居中である。	・DV被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に居住したい希望に添えない場合がある。	A	建築課
10	消防団等研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	福知山市消防団幹部・新入団員研修会（4月5日 参加人員215名）において人権研修を実施。	防災活動への女性の視点の導入の大切さを学び、女性消防団員の入団促進の観点からも、今後の研修内容等、更なる充実を図る	B	消防本部
26	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集し、消防団活動における女性参加を促進するとともに、各分団への女性消防団員の入団についても促進する。	新入団員の募集等を積極的に実施し、計4名の新規団員の加入があったものの退団者もあり、思うように団員数が確保できず課題が残る。	引き続き効果的な方策を検討するなど、女性消防団員の入団促進を推進していく必要がある	B	消防本部
8	自主防災リーダー養成講座	・地域防災力の根底を担う「自分たちの地域は自分たちで守る」自主防火・防災組織—その結成を促進し、その組織的・実践的活動を推進していくために、地域でその組織のリーダーとして活躍する人材を養成する講座を開講している。受講者は、自治会長等より推薦を受けたものとしており女性の受講もあるなか、今後は女性の受講をより一層積極的に推進を進める。	今年度自主防災リーダー養成講座を初級2回、中級1回の合計3回実施。初級全受講者131人中、女性の受講者が8人で全体での比率が約6%で、中級受講者40人中、女性の受講者が2人で全体での比率としては5%であった。	各自治会長からの推薦等での受講であるが、女性が積極的に受講できるような講習内容や女性受講者増加に繋がる募集方法等を考慮する必要がある。	C	消防本部（予防課）
15	両親学級 'ダディ&マミプラザ	・妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に課題解決できるように参加型集団指導を行うというもの。ハイリスク妊娠とならないためには、核家族が多い中、父親も積極的に協力し自己管理の意識を高める必要がある。そのため両親学級への参加がしやすいように、前期・後期の2回1クールで開催日も水曜日・日曜日に実施し、父親の仕事の都合や母親のみの参加でも出席しやすいよう選択の幅を広げている。隔週水曜日、日曜日予約制	・1年間で夫婦でのべ430組、761人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応ができています。・夫の立ち会い出産は増加傾向で7.8割が立ち会いをされている。立ち会い時の産婦へのサポートだけでなく、出産後の育児にも積極的な参加が見られる事例もあり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)里帰り分娩の方へのフォロー方法の工夫	B	市民病院
15	子育て支援事業母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときの面談と支援＝市子育て支援課、児童相談所への連携子どもの虐待リスクを早期発見し予防するためのスクリーニングと子育て支援、地域への紹介	18年度から開始し、虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安、育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にするための支援、入院中の子育て指導・相談、支援、地域への紹介を行った。平成26年度の地域への紹介事例はのべ43組。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、若年妊産婦、妊婦検診未受診妊婦が他の市や兵庫県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情の方が多く、近隣の産科閉鎖に伴い今後当院の果たす役割は益々大きくなると考える。今後、早期発見のために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。	B	市民病院

15	院内助産院	・2年の準備期間を持ち、H20.5に移働。妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産となるよう、妊娠中の心身の準備、自己管理について細やかに相談に応じ、夫婦で主体的に出産、育児の課題を乗り越えるための支援をする。また、リスクが高い場合は医師コースへ移行したり、緊急時は24時間産科医、小児科医の応援が求められるシステムにより、安全を保障している。	・H20年5月、妊婦検診よりスタートした。H27年度は説明を受けた人が8名。H26年度より継続した人が4名。そのうち骨盤位、貧血等、予定超過等で医師コースになった人が5名。分娩に至った人5名。出産予定の人2名。これまで、殆どのケースで夫が助産師の妊婦検診に同行されるので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっており、立ち会い出産や産後のサポートも院内助産院ケースの夫のサポートは主体的でしっかりされている印象を受ける。また途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	・分娩制限は行っていないが、開始時より病院全体の分娩件数が増加しており、対応できる体制や、助産師の確保、専門技術の育成が必要である。	B	市民病院
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にすることを自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	○日々の遊びや生活の中で、お互いの良さを感じ、尊重し合う関係づくりができるような支援に努めた。 ○自分の思いを相手に伝えたり、友達の思いに気付いたりできるように支援をしてきた。 ○性別による色や役割などの固定概念にとらわれないよう、日々の生活を通して指導をした。 ○OPTA活動においても研修会をもったり、男女それぞれが活躍できる場を意図的に用意したりして、性的分担意識の解消につながるように努めた。	○保育にかかわっては、生活や遊びの場面を捉えて、適切な指導ができたが、保護者へのジェンダーに関する啓発が十分実施できなかった。 ○園児を指導するにあたり、教師の指導力が重要になるので、課内研修などを通して、研修を積み重ねる必要がある。 ○OPTA活動で、人権に関する研修会をもち保護者の意識が高まるようにすると共に、父親も母親も参加しやすい日程や内容の行事を立案していく。	B	教育総務課（幼稚園）
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	○課内人権研修の中で取り上げた園もあるが、課内研修のテーマとしては取り上げなかったが、別のテーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った園があった。	○日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係づくりが大切である。	A	教育総務課（幼稚園）
2-10	学校用務員研修	・全体での職場研修で、男女共同参画をはじめさまざまな人権に関する研修を取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の意識向上を図る。	・8月に、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。 ・2日間で6時間実施し、延べ120人が受講した。	普段研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権の大切さを身につけていきたい。	B	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	・園長会等で基本計画の『子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること』、保護者との関わりの中で『就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進』を行うことへの意識を徹底し、園長を通じて各園の職員の意識の徹底も図る。	・基本計画の「子どもたちの自分らしさを基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること」、保護者との関わりの中で「就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進」を行うことへの意識を徹底できるように努めた。	・子どもの豊かな心の育成を図り、人権を大切にすることを育てようとして取り組んでいるが、その取組が男女共同参画の推進にどの程度つながっているかの評価は難しい。	B	教育総務課
3	子ども安全対策事業	全ての子どもの安全を確保するため学校・地域・関係機関を含めた防災・防犯・交通安全指導の徹底と安全対応の検討を実施した。	通学路における危険箇所213箇所の点検を、道路管理者や警察等で構成する通学路安全推進会議において行い、通学路の安全性について対策を講じたり連携を深めることができた。	引き続き、子どもの安全を確保していくため、継続的な安全指導の徹底と安全対策の検討が必要である。	B	学校教育課
4	DV被害者支援事業	被害者の就学を支援した。	学校、庁内各課と情報を共有し、被害者のプライバシー保護を最優先にした就学環境づくりを、継続して行った。	支援担当課連絡会を基として、今後も引き続き関係機関との連携を図っていく。	B	保険課 社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 医事課
9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	各校人権教育推進計画に基づき、男女平等・共同参画についての正しい認識と行動力を培うことができた。特に、人権学習では市作成の人権学習副読本『幸せを生きる』や京都府の副読本・資料等を活用し、集中的に認識を深めることができた。	日常生活の中で男女平等・共同参画に関する行動として実践できるよう、継続して学年に応じた学習を行う。	B	学校教育課

10	教職員研修	・年度当初の研修の中で男女共同参画の理念を教職員全体で理解する機会を設け、すべての学校教育の根底に男女平等並びに男女共同参画の意義を位置づける。 ・育児休業や育児短時間勤務など仕事と子育ての両立について関連資料に記載された事項を日常の業務に活用する。	各校で職員研修を実施し、年間を通じて男女平等や男女共同参画に基づいた教育活動を実施することができた。 「次世代育成支援ハンドブック」「教職員人権研修ハンドブック」等の活用を重点的に図るよう管理職の会議において指示を行い、全教職員が男女平等・共同参画についての認識と行動力を日常の業務において発揮できるようにした。	学校現場においては男女平等や男女共同参画の意識が高いが、女性教職員が休暇を取りやすくするよう、出産や育児なども含め更にその実践を進める必要がある。しかしながら、代替教職員がすぐに見つからず、休暇時の対応に苦慮しているという現状がある。	B	学校教育課
10	差別を許さない人材育成基本計画	各人材育成事業において、あらゆる差別を許さない子どもの育成のための取組を実施。	人材育成支援事業において、人権学習会を開催。1・2次学習会あわせて129人の参加があり、改めて人権問題を身近なものとして捉えてもらい、実践につなげてもらえる機会となった。 テーマ 平和について・いじめ問題について・人権問題の解決に向けて	様々な人権の視点での学習会を開催しているが、より若い世代の本人参加を得るあり方をアンケート等により検討する。	B	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
17	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	教職員の安全衛生管理につとめるものとして、衛生推進者を任命した。	市立幼・小中学校において、15名の衛生推進者を任命した。	教職員一人ひとりの健康管理を把握するものとして、今後も継続的な推進者の設置が必要である。	A	学校教育課
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	一人一人が今一度、様々な人権の大切さについて学び、家庭や地域での実践に資する。	年間44回の講座を実施し、のべ4,866人の参加があった。内2会場で男女共同参画をテーマにした講座を実施した。 ・「ママさん落語家 奮闘記！」講師：桂三扇さん[参加：68人] ・「落語「天国からの手紙」とエンディングノート講座～自分らしく生きるために～」講師：行政書士・社会人落語家 生島清身さん[参加：148人]	各地域に、均等に男女共同参画推進をテーマに入れて講座を開催できるよう、地区公民館との連携を図る	A	生涯学習課
2-8	教育集会所たより	施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などにあわせ、パープルリボン運動を始め、様々な女性の人権にかかわる問題について啓発記事を掲載。	より啓発効果の高い内容、掲載時期について検討していく。	A	生涯学習課
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	年間9回の人権講演会を教育集会所で実施。のべ349人の参加があった。テーマは同和問題・高齢者問題、子どもなど地域課題や要望を踏まえ様々。	参加者の高齢化と合わせて参加者が限定的になっている。	A	生涯学習課
2-8	高齢者教室	教育集会所で実施する高齢者教室でも全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	各教育集会所において、地域のニーズに応じた講座を実施。高齢者の生きがいづくり・居場所づくりにつながる事業が実施できた。	・年々参加者が高齢化していく中、新たな参加者を増やすのが難しい。 ・男女共同参画の推進をテーマに取り上げた学習のみを実施はできていない。	A	生涯学習課
2-8	地区公民館巡回講座	男女共同参画、男女(性差)平等、女性差別撤廃など社会のあらゆる不公平と不合理を許さない、共に幸せを生きるまちづくりを各地域で推進するため、地区公民館において主体的に学習を進める。	年間68回の巡回講座を実施し、のべ2,131人の参加があった。ビデオ視聴ほか、人権講演会・演奏会等の内容で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を男女共同参画を含む人権全般についてをテーマに地区公民館主体で実施できた。	地区公民館の主体的な実施をお願いしているので、男女共同参画だけをテーマに講座を開催してもらいたいとお願いすることは難しい。	A	生涯学習課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	協議会会員6団体9個人が、差別を許さない子ども達の育成を目指し、子ども達を対象として9事業を実施。一般参加者を含め約190人の参加を得た。また会員自身の資質向上を図るための大人研修も実施した。 ※H27年度STAR子ども会員45名(小学生：30人、中学生：13人、高校生サポーター：2人)	子ども達を育成する協議会会員自身の資質向上を図るための研修を増やす必要がある。また、固定化している会員を増やすための工夫が必要。	A	生涯学習課

5-17	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	企業内での女性の人権問題について講演会を実施。 ○女性問題研修会(9月) 「企業におけるセクハラについて」 ○企業内人権担当者研修会(2月) 「労働関係法とワーク・ライフ・バランス」 また、巡回視聴覚研修(98社)でも女性問題についての啓発DVD『くらしの中の人権問題 会社編』、『自尊心のコミュニケーションと職場の人権1』を活用し17社が学習した。	講演会、ビデオ学習等、企業内での女性に関する人権問題、機会の均等について啓発を進める。	A	生涯学習課
25	福知山市連合婦人会:生涯学習講座	中央・地域・学区別にそれぞれ生涯学習講座を開催する。	年間4回の講座を開催し、のべ233人の参加があった。また、府が主催する研修等への参加も含めて、のべ365人の参加があった。	参加者の高齢化と合わせて参加者のエリアが限定的になっている。	A	生涯学習課
2	相談窓口の周知	・市民の利用が多い施設的女子トイレにDV相談支援カードを設置	人権推進室の依頼によりカードを設置中	特になし	B	人権ふれあいセンター 中央公民館 地域公民館
18	高齢者教育	・高齢者学級や高齢者の人材を活用した事業実施。	高齢者学級・高齢者大学での人権講座開設、高齢者人材活用バンク活動による地域交流	参加者の減少。高齢者人材活用バンクの登録者の高齢化の進行と新規登録者がいないことにより活動に支障が生じており、新たな人材の確保が課題。	A	中央公民館
25	公民館運営	・公民館長や公民館主事へ女性の登用を積極的に行う。	地域公民館の館長・主事18名中女性8名	状況によっては夜間1名での勤務の可能性もあり、防犯上での課題も想定される。	A	中央公民館
26	女性学級	・安心・安全の『農』と『食』のあり方を学び、食についての意識を高めるとともに、研修間の行動を通じて女性相互の親睦をはかる。	女性学級・講座の開設 参加者の減少のため他の関連団体との共催開催方法など事業展開を模索	参加者の減少。	A	中央公民館
1	DV被害者相談事業	・相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	・年間の女性相談が124人。そのうちDV相談48人。	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・京都府や警察等関係機関と連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室
1	DV防止啓発事業	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・広報ふくちやま人権特集号に啓発記事を掲載。 ・市内の高校1年生にデートDV防止パンフレットを配布。 ・女性団体と協働してパープルリボン等DV防止啓発にかかる展示、街頭啓発を実施。	・若年層に向けてデートDV防止の取り組みをすすめることができた。 ・高校や中学校とも連携をすすめる。	A	人権推進室
19	デートDV防止ワークショップ	・市内中学校及び高校を対象にデートDV防止ワークショップを実施。	・5回実施。約650名の参加。	・今後も中学生及び高校生、教職員へ継続した啓発を行っていく。	A	人権推進室
5	女性相談事業	・女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。毎月1～2回実施。 ・女性弁護士による女性法律相談。年4回(1回3枠、計12枠)	・36人の相談があった。内容はDV被害について6人、離婚について7人、夫婦関係について5人など。 12人の相談。	・予約状況は概ね定員以上となっており、回数の増を検討する。 ・予約してもやむを得ない事情で来られない相談者のために、電話での対応も行い、充実させていく。	A	人権推進室
5	男性のための電話相談	・カウンセラー(男性の臨床心理士)による電話相談。年6回実施。	・9月～12月の木曜日に計6回実施。7件の相談があった。 ・夫婦関係や生き方についてなどの内容。	・男性に特化した相談として、短期集中した日程とし、広報も広く効果的に実施できた。 ・男性の相談のニーズも大きくなっており、充実に向けて検討していく。	A	人権推進室

5	立命館大学学生による法律相談	・DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	・年2回実施。 6月14件、10月 15件の相談があった。	・法曹専門の学生ということもあり、毎年相談者からは、時間をかけた丁寧な対応に高い好評を得ている。官学協働の取組で今後も継続実施をしていく。	A	人権推進室
5	京都府関係機関との連携	・警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を展開。	・DV被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 ・京都府や警察署と定期的な連携会議を実施。	・DV被害者の支援だけでなく、同伴児童の支援も重要である。児童相談所も含め、相談機関との連携を進めていく。	A	人権推進室
6 8 12 14 20	はばたきセミナー	・市民を対象に男女共同参画の意識の高揚を図るための講座を実施。	・年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の活躍推進、DVと児童虐待、ワーク・ライフ・バランス、LGBTについて開催。792名の参加。	・今後も若年層や男性を含め幅広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一層の参加者増を図る。	B	人権推進室
8	男女共同参画年次報告書作成	・男女共同参画の推進等に関する施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	・報告書を作成し公開した。	・継続作成し男女共同参画の推進啓発に努める。	A	人権推進室
8 28	広報ふくちやま	・シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVIについて、講演会や相談のお知らせなど。	・各戸配布 掲載内容：DV防止、事業所統計調査結果、女性相談、男性のための電話相談、立命館大学学生無料法律相談、はばたきセミナー及びはばたきフェスタ開催のお知らせ。	・男女共同参画社会実現を図るため引き続きさまざまな問題について啓発する。	B	人権推進室
8	おしごと女子のおしゃべりカフェ	・働く女性同士がつながり、楽しんで働けることを共有できる場を提供することで、働くことを通して自立する女性のエンパワメントを図り、女性の就業継続を支援する。	・ロールモデルとなる講師から話を聞いた後、参加者同士で交流を行った。 ・参加者のエンパワメントが図れた。	・参加者の確保について検討する必要がある。	A	人権推進室
10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所が連携して各地区において、人権尊重を基本とした人材育成の計画を策定した。進行についてヒアリングによる事業点検を行い、進行管理している。 ・ヒアリング結果等を全体で共有し、人材育成の取り組みを進めることができた。	・男女共同参画に焦点化した取組みについて検討するとともに、理解を深める啓発を継続していく。	B	人権推進室
10	男女共同参画人材育成事業	・教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	・専門研修を積極的に受講するなどの育成に努め、相談員としてのスキルを向上させている。	・人材育成を継続していく。	B	人権推進室
23	はばたき企業啓発事業セミナー	・男女共同参画社会の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	・福知山市企業人権教育推進協議会と連携し、事業所の人権研修担当者等を対象にセクシャル・ハラスメントのない職場づくり、LGBTについて講演を実施した。参加者は計113人。	・商工会議所などと連携しさらに広く啓発する必要がある。また、広報などにより啓発していく必要もある。	B	人権推進室
25	はばたきフェスティバル	・男女ともに自分らしく生きるためにをテーマに「第18回はばたきフェスティバル」を開催。	・実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント・展示を行った。 ・全体会「楽しく生きるためのパートナーシップ」～共に依存しない生き方をめざして～講師 石蔵 文信さん 約150人参加。	・「はばたきフェスティバル」として講演会、イベント事業を開催し男女共同参画推進について考える機会となった。様々な事業を展開するイベント事業では、多様なワークショップを開催したため、男性や若者層の参加につながった。今後の実施方法、参加者の確保、時期等検討する必要がある。	B	人権推進室

25	女性団体ネットワーク	・市内の女性団体やグループ相互の交流及び連携を図り、ともに男女共同参画社会をめざした「はばたきプラン2011」の具現化をめざす。	・2回のネットワーク会議を実施。 ・パープルリボン作成し、イオン・福知山駅でDV防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、図書館中央館、ハピネスふくちやま1階・3階で展示した。 ・学習会を2回実施。平成26年度福知山市男女共同参画社会に関する意識調査結果より、福知山市の男女共同参画について学習する等した。	・女性団体ネットワーク独自の事業や市事業との連携について模索する必要がある。	B	人権推進室
25	人権相談	・広く人権にかかる相談の場として月1回(支所含む)特設相談(心配ごと相談)を実施。 ・人権擁護委員対応。 ・人権推進室において、随時人権相談を実施。 ・人権推進室職員対応。	・年間 20件の相談を受ける。(うち女性からの相談11件) ・年間94件の相談を受ける。(うち女性からの相談32件)	・本相談と関係機関との協力体制の確立が必要。	B	人権推進室
5	人権ふれあいセンターだより	・各施設の中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・人権ふれあいセンター等で毎月発行しているたよりの中で、男女共同参画推進に向けての啓発文、事業のお知らせを掲載した。	・引き続き、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載していく。	B	人権推進室
8	人権関係施設における啓発事業	・女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・男女共同参画に特化した講演は出来なかったが、ロビー等で実施しているパネル展においての啓発や、はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	・さまざまな人権問題に関する講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。	B	人権推進室
8	高齢者教室	・人権ふれあいセンターで実施する高齢者教室でも、全ての人が性別による差別的取り扱いを受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進する。	・高齢者ディサービス事業や手芸・創作教室等の文化教養講座を実施する中で、男女共同参画社会推進に向けた話題提供を行うなど事業を進めてきた。	・女性の人権をテーマにした事業内容に工夫を凝らし、みんなで男女共同参画について考える機会を設けていく。	B	人権推進室
13	健康相談	・人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	・地元市民の方を対象に、保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	・行事等を利用し、市民のニーズに合わせて健康相談・健康教室を実施していく。相談後、配慮の必要な相談者には連携して声かけを行う。	A	人権推進室
19	人権ふれあいセンター等における就職相談	・就職の相談に応じるだけでなく、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	・人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパーク、りんごの広場を訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。(ハローワークへの同行訪問も実施)	・今後もジョブパークや府若者就業支援センター等と連携をより深め、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	B	人権推進室
19	企業向け公正採用啓発冊子作成	公正な採用に向けて、男女雇用機会均等について啓発する。	・啓発冊子を作成し、企業に配布。 ・均等法改正について周知する物品を作成し、講演会で配布した。 ・カラーで冊子を作成した。	・雇用連絡会議の公正採用部会でよりよい啓発方法について検討する。	A	人権推進室

平成27年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
7	市刊行物における表現の配慮	・男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	・各種刊行物の発行に当たっては、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮して作成に努めた。	男女共同参画について理解し、互いに尊重し合う人権意識をもち表現できるように、常に職員間で研鑽を積む。
10	市職員研修	・年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画に関する部課内研修の実施(4部署で10回実施)	今後も各課において人権研修に取り組むとともに、派遣研修も行うことにより人権意識の向上に努めていくようにする。
5	超過勤務の縮減	・管理職・監督者による適正な超過勤務命令をはじめ、ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、個々の職員の意識改革、職場風土の改善などを行うとともに、臨時職員によるワーク・シェアリングや部署内の適正な業務配分、部署間も含めた繁忙期の協力体制を推進する。	・ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施及び繁忙期の臨時職員の雇用により、超過勤務の削減を行った。 平成27年度の目標12.5時間/月	・今後さらに事務の簡素化・合理化に努めていくようにする。
5	次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 ・家庭・男女の役割についての意識啓発	・現在特定事業主行動計画を作成し、事業主としての取組みを推進するとともに、平成27年4月に改訂した「職員のための子育て支援ハンドブック」により職員への周知・啓発を行った。	
21	審議会等への女性委員の登用	・行政委員会、審議会等市長の附属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用	・審議会等への女性の参画状況25.6%	
21	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	・パブリックコメント制度を整備し、計画立案時や意志決定時に市民意見を反映できる手法の確立		
22	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率28%)	・管理職402人中、女性の管理職は123人(女性登用率30.6%)となっている。 ※病院医療職含む	・今後さらに女性の登用に努めていくようにする。
22	女性の職域拡大、職務分担の見直し	・職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	・現在性別による職務分担や配置は行っていない。	
22	教職員の女性採用と教職員管理職への女性登用	・教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職67名のうち女性20名、新規採用教職員15名のうち女性11名	京都府教育委員会と連携して引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

H 2 8 年 3 月 3 1 日現在

行政委員会等 （自治法第 1 8 0 条の 5）

（ ）内はH 2 7 年 3 月 3 1 日現在

	名 称	総数	内女性数	2 7 年度比率	2 6 年度比率
1	教育委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
2	選挙管理委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
3	公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	38 (38)	2 (2)	5.3%	5.3%
6	固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
	計 6	58 (58)	6 (6)	10.3%	10.3%

附属機関 （自治法第 2 0 2 条の 3、 条例で設置されている審議会、協議会等）

7	防災会議	14 (14)	0 (1)	0.0%	7.1%
8	民生委員推薦会	12 (14)	2 (2)	16.7%	14.3%
9	国民健康保険運営協議会	16 (15)	5 (6)	31.3%	40.0%
10	水防協議会	15 (16)	0 (0)	0.0%	0.0%
11	公民館運営審議会	15 (16)	3 (4)	20.0%	25.0%
12	図書館協議会	11 (11)	7 (9)	63.6%	81.8%
13	青少年問題協議会	21 (20)	3 (3)	14.3%	15.0%
14	都市計画審議会	15 (16)	3 (3)	20.0%	18.8%
15	文化財保護審議会	10 (12)	2 (2)	20.0%	16.7%
16	公設地方卸売市場運営協議会	11 (12)	2 (3)	18.2%	25.0%
17	介護認定審査会	46 (47)	22 (26)	47.8%	55.3%
18	社会教育委員会議	7 (7)	3 (3)	42.9%	42.9%
19	スポーツ推進委員会	22 (22)	11 (10)	50.0%	45.5%
20	学校保健衛生対策委員会	14 (14)	7 (6)	50.0%	42.9%
21	特別職報酬等審議会	8 (8)	3 (3)	37.5%	37.5%
22	市営住宅入居者選考委員会	10 (10)	3 (4)	30.0%	40.0%
23	農村計画審議会	18 (18)	5 (5)	27.8%	27.8%
24	予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	0 (1)	0.0%	16.7%
25	明るい選挙推進協議会	58 (59)	7 (7)	12.1%	11.9%
26	環境審議会	10 (10)	2 (2)	20.0%	20.0%
27	交通安全対策会議	12 (12)	0 (0)	0.0%	0.0%
28	高齢者対策協議会	26 (22)	6 (5)	23.1%	22.7%
29	公務災害補償等認定委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
30	公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
31	少年補導センター運営委員会	17 (17)	4 (4)	23.5%	23.5%
32	休日急患診療所運営委員会	7 (7)	0 (0)	0.0%	0.0%
33	病院事業運営協議会	13 (13)	2 (3)	15.4%	23.1%
34	情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
35	福知山市国民保護協議会	25 (25)	0 (1)	0.0%	4.0%
36	男女共同参画審議会	10 (10)	4 (4)	40.0%	40.0%
37	障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%

38	福知山市法令遵守審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
39	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	0	(0)	0.0%	0.0%
40	福知山市子ども・子育て会議	15	(15)	7	(5)	46.7%	33.3%
41	福知山市景観審議会	16	(16)	6	(6)	37.5%	37.5%
42	福知山市展運営委員会	14	(15)	1	(0)	7.1%	0.0%
43	福知山老人ホーム入所判定委員会	5	(5)	0	(1)	0.0%	20.0%
44	福知山市健康づくり推進協議会	15	(15)	5	(5)	33.3%	33.3%
45	福知山市人権問題協議会	28	(28)	7	(6)	25.0%	21.4%
46	福知山市地域包括支援センター運営協議会	11	(10)	3	(4)	27.3%	40.0%
47	福知山市地域自立支援協議会	23	(25)	5	(5)	21.7%	20.0%
48	福知山市地域公共交通会議	14	(14)	0	(0)	0.0%	0.0%
49	福知山市入札監視委員会	3	(3)	0	(0)	0.0%	0.0%
50	福知山市入札制度改革等検討委員会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
51	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
52	福知山市有償運送運営協議会	21	(21)	1	(1)	4.8%	4.8%
53	移動制約者に係る外出支援検討委員会	8	(8)	2	(2)	25.0%	25.0%
54	福知山市行政改革推進委員会	9	—	3	—	33.3%	—
55	福知山市ジュニア文化賞選考委員会	9	—	1	—	11.1%	—
56	「e-ふくちやま」事業再整理に係る民間事業者審査委員会	5	—	1	—	20.0%	—
57	指定管理者選定等委員会	24	—	0	—	0.0%	—
58	福知山市障害児通園療育センターくりのみ園運営委員会	12	—	4	—	33.3%	—
59	福知山市地産地消推進協議会	19	—	2	—	10.5%	—
60	福知山市就学指導委員会	112	—	66	—	58.9%	—
61	福知山市いじめ防止対策委員会	4	—	2	—	50.0%	—
62	スポーツ賞選考委員会	6	—	0	—	0.0%	—
	計 56	856	(662)	228	(158)	26.6%	23.9%

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

福知山市三和荘運営審議会	—	—	—	—	—

合計	914	(720)	234	(164)	25.6%	22.8%
----	-----	-------	-----	-------	-------	-------

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

１．委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（ ）内は平成２７年３月３１日現在

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市市民憲章推進協議会	25	(24)	7	(7)	28.0%	(29.2%)	2	有	立候補
2	福知山市献血推進協議会	66	(66)	4	(4)	6.1%	(6.1%)	2	有	各団体より選出
3	人にいちばん近いまちづくり推進会議	10	(10)	5	(4)	50.0%	(40.0%)	1	有	各団体より選出
4	神谷開発委員会	19	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命・委嘱
5	福知山緑化推進委員会	22	(22)	4	(4)	18.2%	(18.2%)	1	有	推薦
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	26	(26)	10	(8)	38.5%	(30.8%)	2	有	推薦
7	福知山市有害鳥獣対策協議会	17	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
8	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	(13)	1	(1)	7.7%	(7.7%)	2	有	市長の委嘱
9	福知山市公開事業レビュー市民検討委員会	—	(11)	—	(7)	—	(63.6%)	1	有	無作為抽出
10	「(仮称) 福知山市新まちづくり計画」策定市民懇談会	—	(15)	—	(5)	—	(33.3%)	8ヶ月	有	無作為抽出
11	4年制大学のあり方に関する有識者会議	—	(9)	—	(1)	—	(11.1%)	—	有	充職
12	公立大学検討会議	—	(6)	—	(0)	—	(0.0%)	—	有	充職
13	「eーふくちやま」事業のあり方懇談会	—	(12)	—	(2)	—	(16.7%)	—	有	推薦・公募他
	合 計	198	(248)	31	(43)	15.7%	(17.3%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
14	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	17	—	4	—	23.5%	—	1	有	
15	「第2次福知山市子どもの読書活動推進計画」策定委員会	7	—	4	—	57.1%	—		有	直接依頼推薦
16	福知山市指定管理者制度新モニタリング制度検討委員会	5	—	0	—	0.0%	—			
	合 計	227	(248)	39	(43)	17.2%	(17.3%)			

２．職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等 の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	20	(14)	1	(0)	5.0%	(0.0%)	—	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(19)	2	(1)	10.5%	(5.3%)	—	有	〃
3	福知山市事務改善委員会	19	(19)	2	(1)	10.5%	(5.3%)	—	有	〃
4	福知山市IT推進本部会議	20	(14)	1	(0)	5.0%	(0.0%)	—	有	〃
5	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	1	(0)	11.1%	(0.0%)	1	有	市長の任命、職員 団体推薦
6	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
7	福知山市職員互助会理事会	13	(13)	3	(3)	23.1%	(23.1%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策本部	23	(23)	1	(1)	4.3%	(4.3%)	無期限	有	各所選出
9	福知山市保健師連絡会	33	(33)	32	(32)	97.0%	(97.0%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	23	(20)	8	(6)	34.8%	(30.0%)	—	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	18	(18)	8	(8)	44.4%	(44.4%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク（第5期）	20	(22)	5	(5)	25.0%	(22.7%)	1	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	20	(19)	1	(1)	5.0%	(5.3%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	19	(18)	1	(1)	5.3%	(5.6%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	10	(10)	3	(2)	30.0%	(20.0%)	1	有	充職
16	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	2	有	市長の任命または委嘱
17	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	0	(1)	0.0%	(11.1%)	1	有	消防長の指名、所 属職員の推薦
18	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
19	福知山市上下水道部安全衛生委員会	8	(7)	2	(0)	25.0%	(0.0%)	1	有	管理者が任命、労 働組合推薦
20	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(10)	4	(4)	40.0%	(40.0%)	1	有	委嘱
21	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教 育長・市議会推薦
22	福知山市牛海綿状脳症（BSE）等対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
23	福知山市牛海綿状脳症（BSE）等対策本部	26	(27)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
24	福知山市法令遵守推進委員会	15	(15)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	規則で委員が規定
25	人材育成部会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	1	有	庁内充職
26	福知山市建設工事等指名選定員委員会	10	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
27	福知山市物品購入指名選定委員会	11	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
28	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
29	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	26	(27)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
30	福知山市戸籍謄本等不正取得事象対策本部	—	(19)	—	(1)	—	(5.3%)	1	有	庁内充職
31	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	21	(21)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	無	有	庁内充職
	合 計	459	(462)	77	(69)	16.8%	(14.9%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等 の有無	選出方法
32	福知山市行政改革推進本部	20	—	1	—	5.0%	—			
33	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生推進本部	22	—	1	—	4.5%	—			
	合 計	501	(462)	79	(69)	15.8%	(14.9%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2011 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2020年度目標 (H32年度)	H27年度実績	備 考
女性暴力被害者への対応の根絶と尊重	相談窓口案内カードの設置場所	129か所 (H22年度)	200か所	315か所	
働く場・地域における男女共同参画の推進	男性市職員の育児休業の取得者数	0人 (H22年12月1日現在)	10人	4人	プラン策定時からの累計
	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市職員の残業時間の削減	一人当たり 19.9時間/月 (平成21年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 17.1時間/月	
	男性市職員の部分休業の取得者数	0人 (H22年12月1日現在)	15人	1人	プラン策定時からの累計
政策への参画の女性の促進の定	審議会等の女性比率	21.4% (H22年3月31日現在)	30%	25.6%	
	女性委員のいない審議会数	7 (H22年3月31日現在)	4	16	
	市役所の係長級以上の女性職員比率	26.1% (H22年4月1日現在)	28.0%	30.6%	

福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条―第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- （4）事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- （5）教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- （6）市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- （7）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- （8）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- （2）男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- （3）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- （4）男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （5）家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- （6）学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- （7）男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- （8）男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場にお

いて、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

8月1日に男女共同参画センターを開設しました



男女共同参画センター開設に伴い、これから年に数回情報誌を発行していきます。
セミナーや相談の情報もお知らせしますので、是非御覧ください。

～オープニングセレモニーの様子～

日時：8月1日（土）ハピネスふくちやま
4階福知山市民ホール

記念講演

「今、輝いている人～男女（とも）に輝くまちを目指して～」
吉田 佐和子さんのトーク&演奏



【参加者の声】



★演奏最高でした。元気が出ます。

★説得力のある内容で新鮮に感じました。輝きをありがとうございました。

★クラリネットの演奏は初めてでしたが、ほのぼのとした何か懐かしい感じのする音色に、ホッとしたひとときを過ごさせていただき、来てよかったと思いました。



★吉田さんの福知山に対する「愛」に感激しました。これからも応援していきたいと思ひます。



男女共同参画センターって??

男女共同参画社会の実現をめざすための施策推進の拠点として運営します。女性団体等の活動支援やDV被害者、セクシュアル・ハラスメント等の相談・支援、市民交流の場の提供、男女共同参画や人権に関する啓発を推進します。



ハピネスふくちやま3階の会議室と
4階のホールの定員と利用料金は??

3階

会議室1 定員90人

会議室2 定員27人

4階

福知山市民ホール 定員369人



基本使用料（いずれも平日の消費税抜金額）

3階 福知山市男女共同参画センター (単位:円)

室	時間	午前8時30分 から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前8時30分 から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前8時30分 から 午後10時まで
会議室1		2,100	3,000	3,900	4,800	6,000	7,800
会議室2		700	1,000	1,300	1,600	2,000	2,600

4階 福知山市民ホール (単位:円)

室	時間	午前8時30分 から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前8時30分 から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前8時30分 から 午後10時まで
市民ホール		5,900	8,800	11,700	13,700	17,600	23,400

※上記以外に、土日・祝日、冷暖房使用期間（6～3月）、営利を目的とした使用、備品等については、別途料金がかかります。

※施設の利用についてのお問い合わせはハピネスふくちやま2階 **管理事務室**

TEL0773-24-2951 まで。





誰でも利用できる部屋はある

3階にあるワーキングルームはどなたでも利用していただけるスペースです。予約不要で、1人でもお友達とでも利用していただけます。キッズスペースや絵本コーナーもあるので、お子様と一緒に御利用ください。



女性活動支援ルームって??



男女共同参画の実現に向け、女性の活動支援を目的としたルームです。男女共同参画推進のために一緒に活動したいと思われる方、団体を随時募集しています。

セミナーのお知らせ

はばたき企業啓発セミナー

9月10日(木) 午後1時30分～午後3時
場所：ハピネスふくちやま 3階 会議室1
テーマ：企業におけるセクハラについて

講師：高井 幸治さん(京都地方法務局人権擁護専門官)

男女がともに考える「はばたきセミナー」第3講座

11月25日(水) 午後1時30分～午後3時
場所：ハピネスふくちやま 3階 会議室1
テーマ：性暴力、児童虐待のない社会をめざして
～子どもへの性暴力、性虐待の発見と対応～

講師：加藤 治子さん(性暴力救援センター・大阪 SACHICO 代表、産婦人科医)

※セミナーは予約不要、無料です。
※保育ルームは無料です。利用される場合は、開催日の1週間前までに人権推進室までお申込ください。



各種相談のお知らせ(9月～12月)

福知山市女性弁護士による女性法律相談

女性に対する暴力やストーーカー行為などの被害から女性の人権を守り、安全・安心に暮らすためにどのような法制度があるのか等について、女性弁護士による法律相談を受けてみませんか。

平成27年10月21日(水)

12月16日(水)

相談：①午後1時～

②午後2時～

③午後3時～

場所：男女共同参画センター

(ハピネスふくちやま3階)

おひとり1時間。各日3人までです。(要予約)

※女性法律相談の御利用は原則1回までとなっています。

男性のための電話相談

「男だから弱音を吐けない」

「カッコ悪くて誰にも言えない」

と相談できずに1人で悩んで

いませんか。家庭の問題、仕事、

こころや身体のことなど、普段なかなか言葉

にできないあなたの気持ちを話してみませ

んか。男性のカウンセラー(臨床心理士)が

あなたの声をお聴きします。

平成27年9月24日(木)

10月8日(木)、22日(木)

11月5日(木)、19日(木)

12月3日(木)

相談：午後5時30分～8時

相談料は無料ですが、電話代は個人負担となります。



立命館大学学生法律相談部学生無料法律相談

平成27年10月17日(土)

受付：午前11時～午後3時

相談：午前11時～午後5時

会場：市民交流プラザふくちやま3階

予約不要、相談時間無制限

福知山市女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みを女性問題専門のカウンセラーと一緒に考え、サポートします。

平成27年9月3日(木)、17日(木)

10月1日(木)、15日(木)、

29日(木)

11月12日(木)、26日(木)

12月10日(木)

相談：①午後1時～

②午後2時～

③午後3時～

場所：男女共同参画センター

(ハピネスふくちやま3階)

おひとり1時間。各日3人までです。(要予約)



お問い合わせ

福知山市市民人権環境部人権推進室

男女共同参画センター

福知山市字内記100番地

電話：0773-24-7022

FAX：0773-23-6537

今年は「女子差別撤廃条約批准30周年」の年です。

* 批准＝それぞれの国が条約の加盟国になるための意志を最終的に表示する行為

「女子差別撤廃条約」（正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する条約です。わが国でも、1985年にこの条約に批准しました。

★中心理念は「男は仕事、女は家庭」といった性別で役割を決める考え方をなくすことであり、「法の上の平等」だけでなく「事実上の平等」も保障しています。実際の暮らしのなかで「女性だから」という理由での排除や制限、男性と区別することは、たとえ昔からの伝統や慣習であっても許されません。

★条約の加盟国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、女性に対するすべての差別を禁止する措置をとること等が規定されています。

★差別をされている状況を解消するためであれば、

差別されている側に積極的に活動に参加する機会の提供や保護するための特別措置を認めています。これを**ポジティブ・アクション**と言い、妊娠出産を保護するための特別措置も差別にあたらないとしています。

★わが国でも、「男女雇用機会均等法」「育児介護休業法」「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」等が制定され、政策・方針決定過程への女性の参画や、女性に対する暴力の根絶に関する施策等が行われてきました。



ポジティブ・アクション
普及促進のための
シンボルマーク

ですが！！ まだまだ多くの課題があります。

○* 男女平等（ジェンダー・ギャップ）指数ランキング（2014年）では

→142カ国中、日本は104位。主要7カ国中最下位。

○企業における女性管理職の割合（総務省「労働力調査」）（2014年）では

→わが国は11%。欧米の30～40%に比べ、大きく劣ります。

○ハラスメント被害は

→年々増加傾向にあり、*セクシュアル・ハラスメント、*マタニティ・ハラスメント、*DV（ドメスティック・バイオレンス）等の被害者の多くが女性です。

○婚姻制度は

→婚姻最低年齢は女性が16歳で、男性が18歳と定められており、離婚後は女性だけに再婚禁止期間があります。

○福知山市で平成26年に実施した意識調査では

→男女平等であると感じる人の割合が平成21年の調査より低下しており、男性の方が優遇されていると感じる人の割合が高いことがわかりました。

* 男女平等（ジェンダーギャップ）指数

→世界142カ国を対象に、男女平等の達成レベルを経済、教育、政治、健康の4分野から評価した数値。

1位は6年連続アイスランドで、最も男女の格差が少ない。以下、2位フィンランド、3位ノルウェー、4位スウェーデン、5位デンマークと北欧の国が続く。アジアにおいてはフィリピンが9位でした。

項目別では日本は経済活動の参加と機会が102位、教育が93位、健康と生存が37位、政治への関与が129位となっています。

* セクシュアル・ハラスメント

→相手を不快にさせる性的な言動のこと。

* マタニティ・ハラスメント

→出産や妊娠をきっかけとした、職場での嫌がらせや、解雇や降格など不当な扱いのこと。

* DV（ドメスティック・バイオレンス）

→夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーが暴力と脅しにより相手を支配し、コントロールしようとするもの。

平成27年度男女共同参画週間のキャッチフレーズは、「**地域力×女性力＝無限大の未来**」です

みなさんはどう思われますか？

A

テレビで、ある飲食チェーン店では、男性客のことを「社長」、小さい男の子の客は「若社長」と呼び、女性客には「お嬢さん、お嬢ちゃん」と呼ぶので楽しい、と放映していました。お客さんのインタビューでも「社長と呼ばれて嫌な気がする人はいないでしょう」、「お嬢さんと言われるのはうれしい」、「お嬢さんは恥ずかしいので、お姉さんが良い」などと答えていました。

「お客さん」以外の呼び方で呼ぶことは楽しいと思うけど・・・男性と女性の呼び方の違いは何？性別で呼び方を変える必要がある？

見た目で男性か、女性か決めつけるのはどうなんだろう？
見た目と心が違う人はどんな気持ちになるかな？

B

別の飲食店レポート番組では、「女性トイレにベビーベッドが置いてあり、女性にとってうれしい配慮！すごい！」とレポーターが紹介していました。

ベビーベッドがあるトイレは、うれしいけど、どうして女性トイレにだけあって男性トイレにはないの？

今まで、当たり前のように受け入れていたことも、ちょっと立ち止まって、

「ほんまにそれでいいの？」と疑問に感じることに、「男は仕事・女は家事、育児」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方や、戸籍上の性別に違和感のある人・同性愛者など多様な性に対する理解が、性別に関係なく生きがいを実感でき、自分らしく生きられる社会づくりに不可欠な男女共同参画社会実現への一歩になります。

福知山市男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）を8月1日に開設しました！！

男女共同参画センターは男女共同参画社会の実現をめざすための拠点施設です。性別に関わりなく能力が発揮できる、人権が尊重された社会をめざす市民が活動し、気軽に集える交流の場となることを願い設立されました。

ワーキングルーム兼保育ルームは少人数での打ち合わせや作業に最適です。子ども用スペースがあるので、小さなお子様連れのお父さん、お母さんも気軽にご利用ください。



ひとりで悩んでいませんか？

「これってDVじゃないかな？」と思ったら相談してください。相談内容や秘密は固く守ります。

*** 命に危険がある場合は迷わず
110番してください。**

女性相談・DV相談窓口

福知山市人権推進室	24-7022
平日 8:30～17:15	
京都府北部家庭支援センター	DV専用電話
平日 9:00～17:00	22-9911
福知山警察署	22-0110
24時間対応	



おしゃべりカフェ

「2週連続・セミナーとカフェ形式の交流会」
「仕事と家事の両立、自分らしい生き方と働き方を考えよう」講師・布谷 由美子さん
とき／12月12日（土曜日）・19日（土曜日）
各日、午後1時30分～3時30分（要予約）
ところ／ハピネスふくちやま3階
お茶・お菓子代、1講座につき300円
※保育ルームあります（要予約12月2日まで）
※1回のみの受講も可能です。

予約・問合せ先

人権推進室 男女共同参画推進係
(TEL 24-7022) (FAX 23-6537)



女性弁護士による女性法律相談

【女性弁護士による面談相談】
*相談は無料・要予約
とき／12月16日、2月17日（各日、水曜日）
② 午後1時～ ③ 午後2時～ ④ 午後3時～
おひとり1時間。各日3人まで
ところ／ハピネスふくちやま3階



男性のための電話相談

【男性臨床心理士による電話相談】
*相談は無料・電話代は個人負担
とき／12月3日（木曜日）
午後5時30分～午後8時



女性相談

【女性問題カウンセラーによる面談相談】
*相談は無料・要予約
とき／12月10日、1月14日、2月18日、
3月10日、24日（各日、木曜日）
① 午後1時～ ② 午後2時～ ③ 午後3時～
おひとり1時間。各日3人まで
ところ／ハピネスふくちやま3階